

府中市新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱（令和5年4月28日付け健発0428第7号厚生労働省健康局長通知の別紙）に基づき、予算の範囲内において行うものとし、府中市補助金交付規則（令和4年府中市規則第27号）に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付額)

第2条 対象者、事業内容及び基準額は、次の表に掲げるとおりとする。

対象者	事業内容	基準額
診療所	それぞれの対象期間において、100回以上接種した週が4週以上ある場合※1	週100回以上接種した週について、接種回数1回当たり2,000円

※1 週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、診療時間外、夜間（18:00以降）又は土日祝日に接種体制を用意していること。

(対象期間)

第3条 前条に規定する対象期間は、第1期間（令和5年5月1日から同年7月2日まで）、第2期間（令和5年7月3日から同年9月3日まで）、第3期間（令和5年9月4日から同年11月5日まで）、第4期間（令和5年11月6日から同年12月31日まで）の各期間とする。

2 対象期間における週の考え方は、月曜日から日曜日までとする。

(交付の申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付の申請及び実績報告は、別記様式第1号の申請書兼事業実績報告書によるものとする。

2 前項の申請書兼事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告内訳書（別記様式第2号）
- (2) 請求書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 交付申請及び実績報告は、それぞれの対象期間で取りまとめたうえで行うこととし、第1項の申請書兼事業実績報告書の提出期限は、それぞれの対象期間最終週の初日が属する月の翌月末とする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請及び実績報告があったときは、

内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、当該事業の申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する交付決定を行った日の属する月の翌月末までに、前条の申請に係る支払いを行うものとする。

(補助金の返還)

第6条 補助事業者は、交付決定を取り消された場合において、既に補助金の交付を受けていた場合は、取消しの通知があった日から起算して30日以内に市長に返還しなければならない。

(その他委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年8月29日から施行する。